

Title	ドイツにおける信条の時代と教区簿冊： エルバーフェルトの改革派ゲマインデの場合
Sub Title	Kirchenbücher der reformierten Gemeinde Elberfeld im Konfessionellen Zeitalter
Author	村山, 聡
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1994
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.3 (1994. 10) ,p.465(85)- 478(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19941001-0085
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19941001-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19941001-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ドイツにおける信条の時代と教区簿冊

—エルバーフェルトの改革派ゲマインデの場合—

村 山 聡

## 1 はじめに — 史料としての教区簿冊 —

キリスト教教会における洗礼、婚姻、埋葬の記録は、近世ヨーロッパの歴史人口学研究における欠くべからざる史料である。教区簿冊と呼ばれるこの史料なくしては、近年の歴史人口学の進歩は考えられない。

ドイツにおける教区簿冊の起源は古く、中世末期にまで遡ることができる。しかし、最初の体系的な記録は、ツヴィカウの1522年以降のものであり、宗教改革以降である。教会規定においても、その記載についての取り決めがなされるようになり、1563年頃には、すでに150冊ほどの教区簿冊がドイツに存在したと推定されている<sup>(1)</sup>。

ここで取り上げるヴッパー川の谷間地方に位置するエルバーフェルトは、ライン河下流において、ドイツでも有数のカルヴァン派の中心地となった地域である。このエルバーフェルトの教区簿冊では、1584年以降の洗礼簿の記録が残されている。この教区簿冊は、ドイツにおいて、現在目にするのできる教区簿冊の中でも特に古いものに属する。本稿は、エルバーフェルトの教区簿冊の特徴を明らかにし、16世紀から18世紀にかけてのドイツの歴史研究において、初期の教区簿冊がいかなる史料の意味を有しているかを明らかにすることを課題にする。

というのも、16世紀や17世紀においても教区簿冊が存在するにもかかわらず、ドイツの歴史人口学研究は、18世紀以降が中心であり、それ以前については、十分な検討がなされていないからである<sup>(2)</sup>。もっともその理由の第一は、初期の教区簿冊の記載ほど、記載もれや、焼失あるいは腐敗に

(1) E.Hennig/W.Ribbe, Handbuch der Genealogie, Neustadt a.d.Aisch 1972 ; Taschenbuch für Familiengeschichtsforschung, Neustadt a.d.Aisch 1975 を参照。

(2) R.Gehrmann, Leezen 1720-1870. Ein historisch-demographischer Beitrag zur Sozialgeschichte des ländlichen Schleswig-Holstein, Neumünster 1984 ; T.Kohl, Familie und soziale Schichtung. Zur historischen Demographie Triers 1730-1860, Stuttgart 1985 ; W.Norden, Eine Bevölkerung in der Krise. Historisch-demographische Untersuchungen zur Biographie einer norddeutschen

より判読不明なものも多くなるため、歴史人口学独自の方法である家族復元法を利用できないためである。しかし、それと同時に、本稿で明らかにされるように、その教区簿冊が、当該の教区の全住民を掌握しているかどうか、即座には確定できないためである。というのも、ドイツの16世紀から17世紀にかけての時代は、宗教改革以降の混乱の時代、つまり信条の時代<sup>(3)</sup>にあり、カトリック、プロテスタント、そしてプロテスタントの中でもルター派と改革派にわかれ、さらに領邦国家は分裂状態にあったからである。

また、さらに後の時代については、30年戦争の影響も見逃すことができない。16世紀から17世紀にかけての教区簿冊は、おそらく、このような史料状況において、歴史人口学のみならず、一般的な歴史研究においても、これまでほとんど利用されることがなかった。しかし、この時代のドイツの歴史研究において、長期的観察の可能な教区簿冊は、それほどに利用価値のないものであろうか。

## 2 洗礼数・婚姻数・埋葬数

エルバーフェルト改革派ゲマインデの場合、洗礼、埋葬、婚姻についての記録が一斉に開始されたわけではない。最も古いものは、洗礼簿の1584年であり、続いて、1586年に婚姻簿、そして最後に1589年より埋葬簿の記録が残されている。<sup>(4)</sup>

↘ Küstenregion (Butjadingen 1600-1850), Hildesheim 1984 ; W.G.Rödel, Mainz und seine Bevölkerung im 17. und 18. Jahrhundert. Demographische Entwicklung, Lebensverhältnisse und soziale Strukturen in einer geistlichen Residenzstadt, Wiesbaden 1985 ; P.Zschunke, Konfession und Alltag in Oppenheim. Beiträge zur Geschichte von Bevölkerung und Gesellschaft einer gemischt-konfessionellen Kleinstadt in der frühen Neuzeit, Wiesbaden 1984. 以上は、ドイツ語文化圏における歴史人口学研究の研究モデルとでも呼ぶべき諸研究であるが、これらのなかで、17世紀についても、十分な言及がなされているのは、マインツについてのリョーデル W.G.Rödel の研究だけである。ノルデン W. Norden の研究も17世紀を取り扱ってはいるものの、基本的には17世紀の後半以降の分析である。教区簿冊の残存状況によるものであるが、16世紀にまでその研究範囲を広げたものはない。なお、一般的な歴史人口学の方法問題に関しては、村山聡「歴史人口学におけるミクロとマクロー日本およびドイツ語文化圏における‘Historical Demography’の比較」『三田学会雑誌』83-1 (1990年), 178-190を参照。なお、この論稿には、斎藤修氏および矢野久氏の批判・応答が、やはり『三田学会雑誌』に引き続き掲載されているので、併せて参照のこと。

(3) この信条の時代とは、カトリックの対抗宗教改革、ルター派正統主義、およびカルヴァン派の第二次宗教改革という三つの運動で特徴づけられる時代であり、その総称である。近年ではドイツ史における独自の時代として特徴づけられるようになってきている。年代としては、1555年のアウクスブルクの宗教和議から1620年頃までを指す。H.Schilling, Die Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, Historische Zeitschrift 246(1988), 1-45 を参照。

(4) 以下の分析で使用する史料は、Personenstandsarchiv Brühl 所蔵の、エルバーフェルトの改革派ゲマインデの教区簿冊である。利用した教区簿冊は以下のものである。LE75F1T : 1584-1585, 1588-1595 ; LE75F2T : 1598-1609 ; LE75F3T : 1610-1613/H : 1602-1605, 1613/S : 1588-1620 ; LE75F4T : 1606, 1613-1620/H : 1585-1597, 1601-1603, 1606-1620 ; LE76MfT : 1621-1637 ; LE77F1T : Okt.ノ

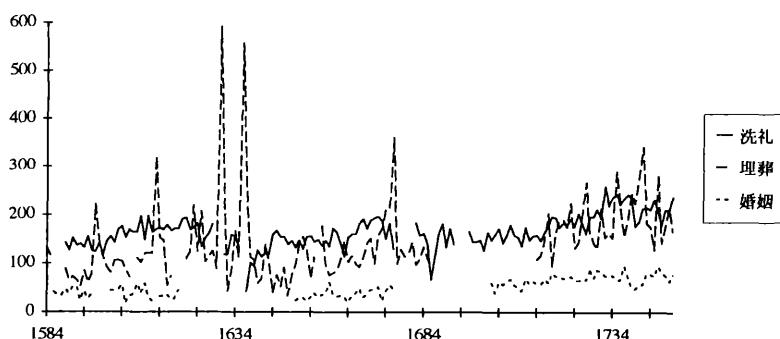
初期の教区簿冊においては、洗礼のみ個別に記載されているものと、洗礼、婚姻および埋葬のすべての記録が同一の冊子に、しかし、異なった年代について記載されているものがある。必ずしも年代順に整理されて記載されているわけでもなく、かなり入り組んでいる。

最初の教区簿冊には、洗礼のみが記載されており、二番目に古い教区簿冊では、婚姻簿の記載が開始され、その余白に後の時代に洗礼の記載もなされていた。そして、その次の教区簿冊では埋葬の記録が開始され、その記録簿の余白に、洗礼そして婚姻の一部も記載されている。新たな教区簿冊をすぐに作るというのではなく、手元にある教区簿冊に、随時記載されていたことが分かる。このような変則的な記載が整理されるのは、1621年以降である。<sup>(5)</sup>

また、1714年以降は、ほぼ完全にデータが揃うが、それ以前の時代については、汚れなどによる判読不明な場合と、教区簿冊そのものが喪失している場合とがあり、データの欠けていることが多い。(表1を参照)しかし、1584年から1750年にかけての全体の趨勢を観察することは可能である。

埋葬簿による死亡数の変化を見ると、極端に死亡数の多い年が観察できる。死亡数の平均は約140件であるが、1613年に321件、1630年に593件、1636年に558件、1676年に364件など、特別に高い数値が確認できる。30年戦争期に特に高い数値が確認できるが、埋葬の記録によると、戦争の直接的な被害というよりも、疫病などの影響であることが分かる。ただし、生活条件が劣悪化していたことは容易に推察できる。(図1および表1を参照)

図1 エルバーフェルト改革派ゲマインデ (1584-1750)



\ 1648-Jan.1661 ; LE78F2T : Jan.1661-Aug.1669 ; LE78F3T : Aug.1669-Dez.1678 ; LE79T : 1679-1681 ; LE80MfT : 1682-1727 Lüke Apr./Aug. 1686 ; LE81T : 1727-1745 ; LE81a T : 1746-1761 ; LE89FH : 1649-1676 ; LE90FH : 1665-1677 ; LE91H : 1702-1716 ; LE92H : 1717-1746 ; LE93MfH : 1746-1770 ; LE99S : 1621-1647 ; LE100S : 1647-1687 ; LE101S : 1714-1736 ; LE102S : 1737-1766.

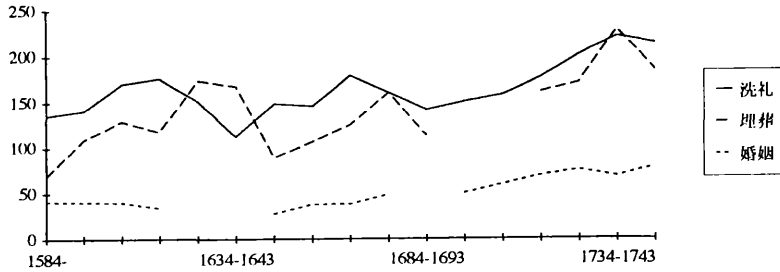
なお、上記において、LEは、エルバーフェルトの改革派ゲマインデを指し、T、H、Sは、それぞれ洗礼(=Taufen)、婚姻(=Heiraten)、埋葬(=Sterben)を指す。なお、この表示において埋葬は、むしろ死亡と訳すべきであるが、Begräbnisbuch(埋葬簿)という表現が、教区簿冊において使用されることが多いため、本稿では統一して、埋葬という表現を使用している。なお、以下の図表のデータはすべて以上の教区簿冊から算出したものである。

(5) 注(4)の、LE75の一連の教区簿冊がその時代のものである。

表1 エルバーフェルトにおける洗礼、埋葬および婚姻の記録 (1584-1750年)

西歴	洗礼	埋葬	婚姻	西歴	洗礼	埋葬	婚姻	西歴	洗礼	埋葬	婚姻
1584	132			1640	127	59		1696	166		
1585	116			1641	113	68		1697	144		
1586			42	1642	122	140		1698	145		
1587			37	1643	119	102		1699	148		
1588			34	1644	159	38		1700	128		
1589	142	89	47	1645	168	77		1701	165		
1590	127	65	38	1646	154	52		1702	148		60
1591	152	73	53	1647	154	92		1703	160		40
1592	137	66	52	1648	139	33		1704	173		62
1593	140	52	25	1649	146	75		1705	142		57
1594	133	85	44	1650	133	98	25	1706	157		63
1595	155	60	28	1651	147	140	29	1707	180		68
1596	126	78	36	1652	130	155	32	1708	160		56
1597	124	221		1653	154	129	23	1709	154		53
1598	141	142		1654	156	68	31	1710	136		44
1599	117	114		1655	145	113	41	1711	175		70
1600	145	92		1656	149		32	1712	148		58
1601	155	81	45	1657	137	178	37	1713	158		63
1602	142	106	43	1658	147	96	38	1714	159	108	60
1603	170	106	46	1659	135	77	61	1715	146	117	57
1604	176	104	56	1660	173	81	38	1716	165	149	68
1605	152	86	18	1661	164	86	33	1717	178	204	60
1606	170	72	35	1662	139	110	35	1718	197	93	81
1607	165		37	1663	115	146	33	1719	195	165	75
1608	164	111	58	1664	154	103	21	1720	175	189	73
1609	197	101	38	1665	161	116	34	1721	184	190	70
1610	148	121	58	1666	161	99	39	1722	179	175	70
1611	197	122	35	1667	182	93	50	1723	192	224	74
1612	165	121	24	1668	192	112	31	1724	177	133	66
1613	170	321		1669	172	143	38	1725	204	145	66
1614	174	152	33	1670	189	151	46	1726	185	196	67
1615	169	148	33	1671	194	100	46	1727	163	268	67
1616	179	55	37	1672	197	158	52	1728	197	163	87
1617	168	74	26	1673	188	173	24	1729	198	142	71
1618	172		28	1674	150	211	41	1730	213	131	88
1619	171	58	45	1675	183	213	56	1731	194	215	83
1620	191			1676	130	364	49	1732	259	154	76
1621	194	110		1677		100	48	1733	220	165	77
1622	170	124		1678		130		1734	237	153	77
1623	173	219		1679		115		1735	244	290	69
1624	183	125		1680	161	120		1736	223	218	67
1625	134	208		1681		145		1737	235	157	96
1626	151	103		1682	184	97		1738	243	188	74
1627	161	115		1683	158	108		1739	235	246	53
1628	181	126		1684	163	135		1740	178	224	48
1629		89		1685	140	109		1741	188	285	57
1630		593		1686	67	95		1742	214	343	58
1631	119	250		1687	114			1743	217	184	81
1632	120	43		1688	162			1744	212	177	79
1633	160	87		1689	182			1745	232	129	75
1634	156	168		1690	134			1746	212	283	96
1635	134	109		1691	172			1747	180	143	82
1636		558		1692	140			1748	212	177	76
1637	43	254		1693				1749	211	215	64
1638	102	114		1694				1750	238	168	79
1639	95	106		1695							

図2 洗礼・埋葬・婚姻の平均値の変化（10年単位：1584-1750）



10年単位の平均値により、全体の趨勢を見ると、洗礼、埋葬、婚姻のいずれにおいても、緩やかな増加傾向のあることが分かる。（図2を参照）この数値の変化から判断する限り、エルバーフェルトの改革派ゲマインデは、その成員を緩やかに増加させていたことが確認できるが、その増加傾向が顕著なのは、およそ1700年以降である。しかし、ここで注意する必要があるのは、洗礼数と死亡数との関係である。（表2を参照）<sup>(6)</sup>

表2 洗礼・埋葬・婚姻の平均値の変化  
（10年単位：1584-1750年）

	洗礼	埋葬	婚姻
1584-1593	135.1	69.0	41.0
1594-1603	140.8	108.5	40.3
1604-1613	170.4	128.8	39.9
1614-1623	176.1	117.5	33.7
1624-1633	151.5	173.9	
1634-1643	112.3	167.8	
1644-1653	148.4	88.9	27.3
1654-1663	146.0	106.1	37.9
1664-1673	179.0	124.8	38.1
1674-1683	161.0	160.3	48.5
1684-1693	141.6	113.0	
1694-1703	150.5		50.0
1704-1713	158.3		59.3
1714-1723	177.0	161.4	68.8
1724-1733	201.0	171.2	74.8
1734-1743	221.4	228.8	68.0
1744-1750	213.9	184.6	78.7

1584年から1623年にかけての洗礼数は死亡数を圧倒している。そして次の20年間は、先に見た極端な死亡数との関連で、両者の関係は逆転する。しかし、その後再び、1683年までは、それ以前の傾向と同じ傾向を示し、その後、洗礼数と死亡数とは近似してくる。この数値によると、この教区のゲマインデは、洗礼数が死亡数を上回ることにより、ゲマインデの成員数は、常に増加していたことを示しているのであるが、これは、当時の一般的な死亡率の高さから考えて、特殊なケースのように見える。

しかし、このゲマインデの生活水準が高いと判断するのは早計であろう。というのも、埋葬簿が把握している区域と、洗礼簿や婚姻簿が把握している区域の異なることが、想像されるからである。信条の時代に、特定地域内にすべての信条の教会が存在することは少ない。特定の帝国都市以外では、一つの教区には一つの信条教会が存在するというのが原則であったからである。洗礼や婚姻については、本来の教区の範囲を越えた地域からもやってきていたことが想像できる。

(6) 表1において、数値の欠けている期間については、残されている数値の平均値を算出することによって、表2が作成されている。ただし、表2における空白部分は、データの全く存在しない期間である。

### 3 教区によそ者と信条共同体

教区簿冊において、教区民か教区民でないかを判断する方法は、二つある。一つは、氏名の記載と同時に出身地が明示されている場合であり、もう一つは、それぞれの氏名における姓の名称による判断である。エルバーフェルトの教区は、もともと農村社会であったために、多くの場合、ホーフ名などにより、その姓の由来が確認できる場合と、租税台帳などとの比較を含め、家系史家の研究成果により、教区外の住民であることが確認される場合がある。ここでは、洗礼簿と婚姻簿について、家系史家の手により抽出された教区外民つまり教区によそ者についてのリストを利用し、教区簿冊の原本と比較しながら、教区によそ者の占める割合およびその変化を観察してみる<sup>(7)</sup>。なお、埋葬簿については、原則として、出身地の記載がないため、以下の比較分析の対象とすることができない。

さて、前章では、死亡数に比較して、洗礼数が非常に多いという特徴が観察された。洗礼簿において、教区民以外の人物が、子供を洗礼させている事例を見ると、その比率がおよそ1620年代まで、非常に高いことが分かる。(表3を参照) 洗礼数の全体を押し上げているのは、このよそ者の比率である。ところが、この場合、多くは片方の親は地元民であることである。その意味では、これらは、移入民であることも十分に考えられる。しかし、1620年代までは、10例に1例ぐらいの割合で、親あるいは媒酌人の全員がよそ者である場合がある。そして、そのケースはほぼすべて教区外で隣接するシュヴェルムの出身者であることが確認できる。しかし、いずれにしても確認できることは、1620年代以降、よそ者の比率が激減することであり、それは同時に、シュヴェルム出身者の比率が激減していることにも対応している。(図3、図4および表3を参照) この脈絡において、決定的なのは、シュヴェルムとエルバーフェルトとの関係であることが分かる。

さらに、婚姻におけるよそ者の比率の比較においても、ある程度は、同様の結論を得ることができる。(図5、図6および表4を参照) 婚姻におけるよそ者あるいは彼らのなかのシュヴェルム出身者の比率は、洗礼の事例ほどには高くない。

残念ながら、1620年から1650年までの期間についての婚姻簿が散逸しており、洗礼簿との比較が難しくなっているものの、1650年以降、シュヴェルム出身者の比率は明確に低下し、よそ者の比

---

(7) H.Kießling, Trauungen Kirchspielfremder in Elberfeld (Ref.) 1585 - 1620 und 1649 - 1675, Wuppertal-Vohwinkel 1970 ; H.Kießling, Kirchspielfremde im Taufregister von Elberfeld (Ref.) Teil I 1584-1609, Wuppertal 1971 ; W.Caspary, Kirchspielfremde im Taufregister von Elberfeld (Ref.), Teil II 1610-1650, Wuppertal 1972. なお、上記の研究においては、教区によそ者の名前が連ねてあるだけであり、場合によっては、両親なのか、それとも媒酌人なのか見分けのつかないものも含まれる。そこで、すべて注(4)に示した教区簿冊と比較検討しながら、データを算出した。そのため、一部では、以上の研究で示されているデータと異動のあるものが含まれる。

表3 洗礼におけるよそ者の割合 (1584-1650年)

	洗 礼	よそ者	比率(%)	よそ者	シュヴェルム	比率(%)
1584	132	20	15.2	20	2	10.0
1585	116	38	32.8	38	6	15.8
1586						
1587						
1588						
1589	142	35	24.6	35	14	40.0
1590	127	38	29.9	38	16	42.1
1591	152	42	27.6	42	16	38.1
1592	137	39	28.5	39	19	48.7
1593	140	36	25.7	36	12	33.3
1594	133	45	33.8	45	14	31.1
1595	155	58	37.4	58	22	37.9
1596	126	37	29.4	37	15	40.5
1597	124	41	33.1	41	19	46.3
1598	141	48	34.0	48	18	37.5
1599	117	39	33.3	39	11	28.2
1600	145	37	25.5	37	11	29.7
1601	155	45	29.0	45	11	24.4
1602	142	45	31.7	45	16	35.6
1603	170	55	32.4	55	23	41.8
1604	176	68	38.6	68	23	33.8
1605	152	61	40.1	61	23	37.7
1606	170	53	31.2	53	21	39.6
1607	165	57	34.5	57	25	43.9
1608	164	56	34.1	56	24	42.9
1609	197	52	26.4	52	22	42.3
1610	148	60	40.5	60	27	45.0
1611	197	67	34.0	67	19	28.4
1612	165	54	32.7	54	18	33.3
1613	170	54	31.8	54	21	38.9
1614	174	64	36.8	64	23	35.9
1615	169	48	28.4	48	19	39.6
1616	179	57	31.8	57	23	40.4
1617	168	46	27.4	46	14	30.4
1618	172	34	19.8	34	13	38.2
1619	171	22	12.9	22	5	22.7
1620	191	14	7.3	14	5	35.7
1621	194	50	25.8	50	14	28.0
1622	170	30	17.6	30	7	23.3
1623	173	29	16.8	19	4	13.8
1624	183	10	5.5	10	0	0.0
1625	134	11	8.2	11	1	9.1
1626	151	20	13.2	20	5	25.0
1627	161	15	9.3	15	0	0.0
1628	181	30	16.6	30	6	20.0
1629						
1630						
1631	119	3	2.5	3	0	0.0
1632	120	3	2.5	3	0	0.0
1633	160	27	16.9	27	2	7.4
1634	156	13	8.3	13	1	7.7
1635	134	5	3.7	5	0	0.0
1636						
1637	43	1	2.5	1	0	0.0
1638	102	2	2.0	2	1	50.0
1639	95	0	0.0	0	0	0.0
1640	127	5	3.9	5	0	0.0
1641	113	4	3.5	4	0	0.0
1642	122	3	2.5	3	0	0.0
1643	119	9	7.6	9	1	11.1
1644	159	27	17.0	27	1	3.7
1645	168	21	12.5	21	1	4.8
1646	154	22	14.3	22	3	13.6
1647	154	17	11.0	17	1	5.9
1648	139	17	12.2	17	2	11.8
1649	146	22	15.1	22	1	4.5
1650	133	19	14.3	19	1	5.3



図3 洗礼におけるよそ者 (1584-1650年)

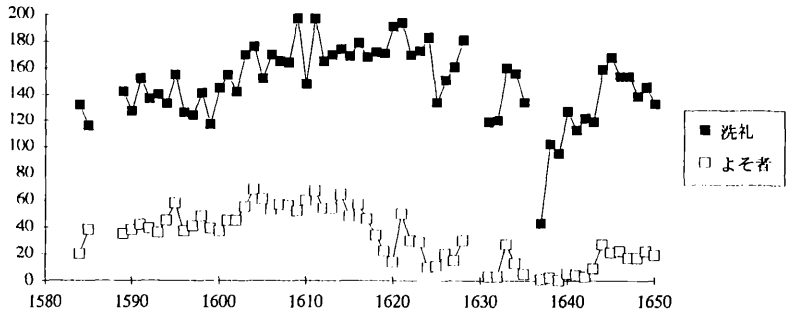


図4 よそ者のなかのシュヴェルム出身者 (洗礼：1584-1650年)

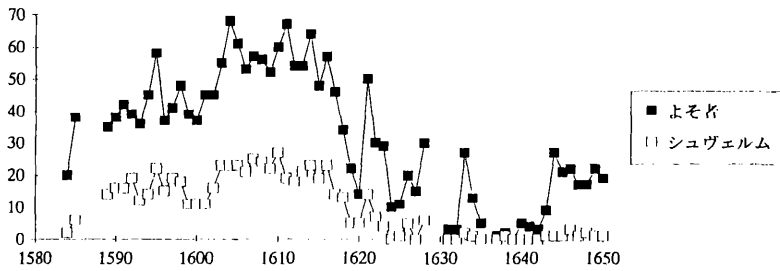


図5 婚姻におけるよそ者 (1584-1675年)

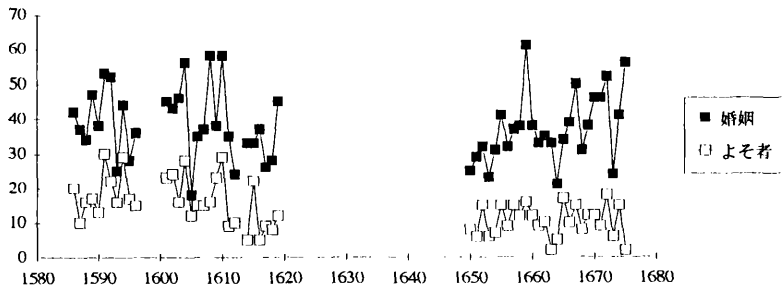
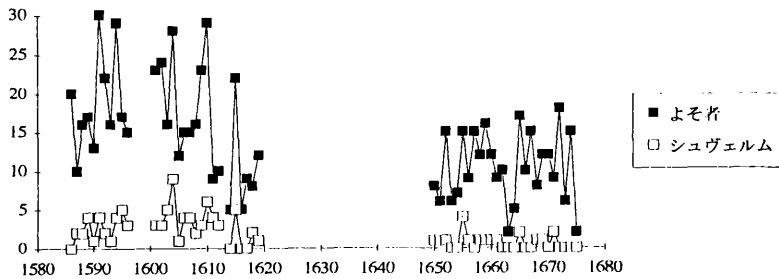


図6 よそ者のなかのシュヴェルム出身者 (婚姻：1584-1675年)



率も全体的に低下していることは確認できる。また、シュヴェルム出身者の比率は、17世紀への転換期から1620年頃までに、洗礼簿同様にピークに達している。さらに、洗礼簿におけるよそ者の比率が高い時期に、婚姻簿におけるその比率も、ある程度时期的に先行しつつ呼応していることも確認できる。基本的には、婚姻の後に出生が続くからである。(図3および図5および表3、表4を比較参照)

なお、婚姻簿におけるよそ者の比率は、洗礼簿におけるそれよりも、圧倒的に高い数値を示しているが、両者に共通するのは、シュヴェルム出身者の激減の時期である、といえる。では、なぜ、それほどに、1620年代以前の時代において、シュヴェルム出身者の比率が高いのであろうか。しかし、なぜ、婚姻簿に占めるよそ者の比率は洗礼簿のそれよりも高いのであろうか。もし仮に、婚姻をしたものが、その子供を洗礼させるとするならば、それほど大きな数値的な差異が出てくるとは思われないからである。

まず前者についてであるが、第一に、シュヴェルムでは、1655年に到るまで、改革派の教会が存在しなかったためである。従来の教会史研究は、シュヴェルムにおける、1655年の新たな教会建設は、ブランデンブルク選定侯のイニシアティブによってなされたものであり、この地には十分な改革派信徒がいなかったとしていた。<sup>(8)</sup>ところが、上記で見たように、多くのシュヴェルム出身の人間が改革派であったことは明らかである。もっとも、1655年周辺の時代に、果たして彼らがシュヴェルムに居住していたかどうかは不明である。すでにエルバーフェルトの教区に移住していたことも十分に考えられるからである。そうであるならば、ブランデンブルク侯が改革派の教会建設を実行しようとした動機に、そのような本来の地元の住民を呼び戻そうという意図があったと想像することも可能であろう。しかし、問題はむしろ、この教会建設に、他の領邦国家に属するエルバーフェルトの牧師が積極的に関与していたことにある。

国家領域としては、区別されうる隣の国ではあっても、改革派の信条教会を増加させようと牧師が動くのは当然であろう。しかし、問題は、教区という領域を越えた信条的交流を抑え、より生活の場所に密着した教会を建設しようという動きである。

この運動は、一方では、教会ゲマインデの実質的な活動において、遠く離れた教会との関係を保つことには無理があるため、一つの必然的方向であると考えられる。しかし、他方で、それぞれの居住地に自らの信条教会が存在しないことによって、他の地に出かけることには、それなりに異なった波及効果も期待できたことを忘れてはならない。個々の居住地とは別の信条ゲマインデのメンタリティーが形成されることも十分に考えられるし、技術移転などの経済効果も考えられる。中世末期以来の教区強制に戻ることは、そのような流動性を抑えることになるからである。

それに対して、シュヴェルムでの新たな教会建設は、特定の地域ゲマインデに、人々を閉じ込め

---

(8) A.Werth/A.Lauffs, *Geschichte der Evangelisch-Reformierten Gemeinde Barmen-Gemarke 1702-1927*, Barmen-Gemarke 1927, 37-38.

表4 婚姻におけるよそ者の割合 (1584-1675年)

	婚姻	よそ者	比率(%)	よそ者	シュヴェルム	比率(%)
1584						
1585						
1586	42	20	47.6	20	0	0.0
1587	37	10	27.0	10	2	20.0
1588	34	16	47.1	16	2	12.5
1589	47	17	36.2	17	4	23.5
1590	38	13	34.2	13	1	7.7
1591	53	30	56.6	30	4	13.3
1592	52	22	42.3	22	2	9.1
1593	25	16	64.0	16	1	6.3
1594	44	29	65.9	29	4	13.8
1595	28	17	60.7	17	5	29.4
1596	36	15	41.7	15	3	20.0
1597						
1598						
1599						
1600						
1601	45	23	51.1	23	3	13.0
1602	43	24	55.8	24	3	12.5
1603	46	16	34.8	16	5	31.3
1604	56	28	50.0	28	9	32.1
1605	18	12	66.7	12	1	8.3
1606	35	15	42.9	15	4	26.7
1607	37	15	40.5	15	4	26.7
1608	58	16	27.6	16	2	12.5
1609	38	23	60.5	23	3	13.0
1610	58	29	50.0	29	6	20.7
1611	35	9	25.7	9	4	44.4
1612	24	10	41.7	10	3	30.0
1613						
1614	33	5	15.2	5	0	0.0
1615	33	22	66.7	22	5	22.7
1616	37	5	13.5	5	0	0.0
1617	26	9	34.6	9	0	0.0
1618	28	8	28.6	8	2	25.0
1619	45	12	26.7	12	1	8.3
~~~~~						
1650	25	8	32.0	8	1	12.5
1651	29	6	20.7	6	1	16.7
1652	32	15	46.9	15	1	6.7
1653	23	6	26.1	6	0	0.0
1654	31	7	22.6	7	0	0.0
1655	41	15	36.6	15	4	26.7
1656	32	9	28.1	9	1	11.1
1657	37	15	40.5	15	0	0.0
1658	38	12	31.6	12	1	8.3
1659	61	16	26.2	16	1	6.3
1660	38	12	31.6	12	1	8.3
1661	33	9	27.3	9	1	11.1
1662	35	10	28.6	10	0	0.0
1663	33	2	6.1	2	0	0.0
1664	21	5	23.8	5	0	0.0
1665	34	17	50.0	17	2	11.8
1666	39	10	25.6	10	0	0.0
1667	50	15	30.0	15	0	0.0
1668	31	8	25.8	8	1	12.5
1669	38	12	31.6	12	1	8.3
1670	46	12	26.1	12	0	0.0
1671	46	9	19.6	9	2	22.2
1672	52	18	34.6	18	0	0.0
1673	24	6	25.0	6	0	0.0
1674	41	15	36.6	15	0	0.0
1675	56	2	3.6	2	0	0.0

ることを意味する。教会の領域的な秩序が確立されると同時に、社会の流動性が遮断され、特定信条への帰属は形式化され、生まれた土地の信条が自らの信条になる。それに対して、信条の時代には、例えば、領邦君主の信条とは別の信条ゲマインデが存在しうる背景として、地域に縛られない、ある意味では地域を越えた信条ネットワークが存在したことが重要であったと考える。

ところで、エルバーフェルトの教区には、フライハイム（1610年以降は都市）エルバーフェルト、キルヒシュピール・エルバーフェルトそしてウンターバルメンという三つの地区が含まれており、この教区は、シュヴェルムと異なり、ブランデンブルク領ではなく、プファルツ・ノイブルク領に属していた。さらにこの教区に隣接するオーバーバルメンは、やはりプファルツ領に属していたものの、このオーバーバルメンは、教区上は、隣のシュヴェルムに属していた。国家領域とは異なる教区領域が存在していたのである。その意味では、シュヴェルムとエルバーフェルトとの改革派の交流の深さは、十分ありうる帰結である。そのシュヴェルムには当時ルター派の教会のみが存在した。

また、この両地区において、1609年に到るまでは、領邦君主の教会政策は、信条史的には決定的な影響力はなかった。というのも、その時期まで両領邦君主は共にルター派であり、彼らの領地においては、カトリックあるいは改革派の臣民の居住をすでに許していたからである。宗教的な弾圧は問題ではなかった。むしろ住民の意向により、自らの信条を決定する可能性が開かれていたのである。ところがその後、大きな変化がおり、新たな信条史的背景が登場してくる。

エルバーフェルトの属するベルク公爵領の領邦君主である、クレーフェ伯ヨハンが1609年に死亡し、その領地をめぐる相続争いはなかなか決着を見ず、結局、1614年までは、ブランデンブルク侯とプファルツ・ノイブルク伯の共同統治が暫定的に行なわれていた。その共同統治の領土は、ユーリッヒ、クレーフェ、ベルク、マルク、ラーフェンスベルクなどを含み、ライン下流のほぼ全域を包括するという広範なものであった。しかし、1614年に、クレーフェ、マルクなどがブランデンブルクに、そしてユーリッヒ、ベルクがプファルツ・ノイブルクに属することが決定された。エルバーフェルトはベルクに、そしてシュヴェルムはマルクに属していた。

ところが、この時期と踵を接して、両領邦君主が自らの信条を変更し、新たな信条政策を開始し始めたために、事態が複雑になる。いずれもルター派であった両領邦君主は、ブランデンブルク侯が改革派に、プファルツ伯がカトリックに変わった。結局、エルバーフェルトの改革派ゲマインデは、カトリックの領邦君主の支配下に属することになったのである。1629年には、一時領邦君主によって、教会を奪われるというような宗教弾圧もエルバーフェルトで行なわれた<sup>(9)</sup>。そのような宗教的に不安定な事態は、30年戦争も終わり、ヴェストファーレンの和約の後も、さらに1672年に到るまで続く。この年になってようやく、信条的な問題は最終的な解決がなされる。

変則的ではあるが、改革派のブランデンブルク侯は、ユーリッヒ、ベルクのプロテスタントを保

(9) O.Schell, Geschichte der Stadt Elberfeld, Elberfeld 1900, 118-122.

護し、カトリックのプファルツ・ノイブルク伯は、クレーフェ、マルクのカトリックを保護することが定められたからである。信条の問題は、個々の領邦国家の領域を越えて、相互に安定化が計られた。いずれにしても、領邦君主の保護がないかぎり、安定した教会は存在しなかった。しかし、このような領邦君主の妥協は、すでにそれ以前の時代に人々の信条が確定していたことを意味するのであり、もはや、上からの新たな信条化、つまり特定の信条の強制は不可能な時代になっていた。そしてそれは同時に、もはや国家体制において、それ以前の時代のように、信条のアイデンティティを求めるようなことはなくなり、信条の時代は、完全に終焉を迎えることになる。

さて以上のような教会史的・信条史的背景を踏まえると、1655年のブランデンブルク侯によるシュヴェルムでの教会建設は、信条の時代の国家的教会政策の伝統のなごりであることが分かる。ただ、それに加えて、教会秩序を維持しようとする動きは、中世以来の教区強制を復活させようとする運動につながっていたことにも注目する必要がある。シュヴェルムの改革派教会の建設にあたり、本来、シュヴェルムの教区に属していたオーバーバルメンの改革派信徒を合流させようとしたからである。そして、その計画に積極的に参与したのが、エルバーフェルトの改革派ゲマインデの牧師テッシェマッハーであった。

ところが、後に新たな牧師の任免などをめぐる争いから、オーバーバルメンの改革派は、むしろ、自らの居住地に新たな教会の建設を行なう運動を開始し、画期的なことではあるが、1702年に、カトリックの領邦君主から、オーバーバルメンの中心に位置するゲマルケに改革派教会を設置することの許可を受けることになる。このような事例はドイツでは非常にまれである。<sup>(10)</sup>

住民のイニシアティブによる教会建設の事例であるゲマルケの改革派ゲマインデでは、シュヴェルムのそれとは全く異なる経緯において、教会が建設された。そして、そのことにより、中世以来続いた教区強制という形式は完全に打ち破られた。その意味で、プロテスタントの牧師も伴った、教会秩序の領域的形式化の政策は、決して、貫徹されたわけではなかった。その政策は、あたかも中世カトリックの教区秩序の復活を見るかのようであったが、その動きはゲマルケの改革派教会の建設により、崩れさったのである。しかし、逆に、信条の時代に見られたマルクのシュヴェルムとの関係も断たれることになる。

そして、教区簿冊の性格もそれと同時に次第に変化しつつあった。というのも、個々の信条の所属者の居住地には次第に新たな教会が建設され、従来のような居住地を越えた信条教会における登録簿的な性格が薄れてくるからである。事実、1620年代以前においては、それ以降の時代と異なり、実に広域の住民の記録が、エルバーフェルトの改革派教会の教区簿冊に残されている。

例えば、婚姻簿において、1585年から1620年にかけて、遠く離れたアントウェルペン、ブリュッセル、ガンヤユトレヒトなどの、カトリックによる弾圧下にあった低地地方の住民がエルバーフェルトで婚姻を行なっている事例は、実に21例もある。それに対して、1649年から1675年については、

(10) A.Werth/A.Lauffs, a.a.O., 77-80.

ガンやユトレヒトのそれぞれ1例づつが確認できるにすぎない。また、カトリックの支配下にあった、帝国都市ケルンの住民の場合は、1584年から1620年にかけて、エルバーフェルトで婚姻を行なっているものが、38例もあるが、1649年から1675年については、6例<sup>(11)</sup>だけである。

また、ケルンの住民などの場合には、わざわざエルバーフェルトで洗礼を行なっている場合も多い。1584年から1620年にかけて、そのような事例は、43例を数える。それに対して、1620年から1650年にかけては、あわせて14例が存在するに過ぎない<sup>(12)</sup>。この両時期には、36年と30年という期間上のわずかな差があるものの、信条の時代とそれ以後とで、教区簿冊が包括していた教会ゲマインデの在り方が大きく異なっていたことを推察させるのに十分であろう。

そして、そのことが、1620年代に到るまでの時代において、婚姻におけるよそ者の比率が、洗礼におけるよそ者の比率を上回っていたことの理由を説明してくれる。特に、遠隔地出身者の婚姻は、信条弾圧からの一時的な回避であったケースが多いと考えられるからである。というのも、低地地方の出身者において、後に洗礼を行なっているケースはまず確認されなかったからである。ケルンの事例やあるいはシュヴェルムの事例とは異なる。

信条弾圧の激しい時代における、独自のネットワークに基づく信条ゲマインデと、より教会教区に密着した教会ゲマインデが同体となり、一つの信条共同体を形成していたのが、信条の時代におけるエルバーフェルト改革派ゲマインデであった。それゆえ、この信条の時代の教区簿冊は、信条共同体の記録なのであり、後の時代の住民登録簿的な教区簿冊とは性格が異なると考えられる。

#### 4 おわりに——信条登録と住民登録——

教区簿冊は、人口学的なデータを集めることができるために、人口統計などの存在しない時代については、歴史人口学の史料として、非常に重要な位置を占める。しかし、ドイツにおける16世紀から17世紀にかけての教区簿冊は、個々人の信条を区別するという性格を強く持っていた。つまり、特定の住民が特定の信条に帰属していることを示すものであった。そして、その記録は、ある地域社会の共同体的性格を、特徴づける役割をも果たしていた。地域を越えた信条的結合を維持する役割を有していたからである。その結果、この時代の教区簿冊は、それぞれの地域において、信条史的背景において個性的となる、信条ネットワークの地域的範囲を具体的に捉えることができる。その意味で、信条史的に特別な意味を有するデータを提供してくれる。

しかし、1620年代以降、エルバーフェルトの教区簿冊の場合も、信条ゲマインデの登録簿的性格

---

(11) H.Kießling, Trauungen (a.a.O.).

(12) H.Kießling, Taufregister (a.a.O.) ; W. Caspary, a.a.O.

(13) H.Kießling, Trauungen(a.a.O.) ; H.Kießling, Taufregister (a.a.O.) ; W.Caspary, a.a.O. および注(4)で挙げた教区簿冊の比較検討に基づく。

が次第に弱まり、形式的な住民簿的性格が強まってくる。教区簿冊を保持する教会ゲマインデそのものに質的な変化があったのであり、改革派の信条所属者も、帝国の各領邦において、居住を認可されるようになり、個々の地域にそれぞれの信条教会が建設され、信条闘争の時代が終焉を迎えたためである。教区によそ者、それも遠く離れたよそ者の割合は、エルバーフェルトの教区簿冊においては、急激に減少する。ケルン出身者や低地地方の出身者の例が特徴的であった。

以上より総括するならば、明らかにされたことは、まず第一に、ドイツにおける信条の時代の教区簿冊は、家族復元法を使った、ある特定地域についての歴史人口学研究には必ずしも適さない史料である、ということである。しかし、他方で、その教区簿冊は、信条の時代における、地域を越えた、同一信条に基づく、独自のネットワークを明らかにすることのできる、貴重な史料であるということもできる。今後のさらなる分析により、信条の時代の歴史研究に、従来の制度史や国家史的研究では得られなかった、新たな事実を提供できると考える。

[付記] 本稿作成にあたり、1992年度および1993年度慶應義塾大学経済学部研究教育資金の一部を利用した。

(香川大学教育学部助教授)